

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号				
不利益処分の種類	指定介護予防サービス事業者の業務運営の勧告	根拠条項	第115条の8第1項				
処 分 基 準	<p>(1) 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項の厚生労働省で定める基準若しくは同項の厚生労働省令定める員数を満たさないとき</p>						
	<p>(2) 指定介護予防サービス事業者が、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていないと認められるとき</p>						
	<p>(3) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省令第35号）</p>						
	<p>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>						
対応区分		処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課		目次NO